

福島県産米精米袋用ラベル使用要領

平成 24 年 8 月 24 日
平成 25 年 7 月 9 日改正
平成 25 年 8 月 16 日改正
平成 26 年 6 月 26 日改正
平成 27 年 6 月 5 日改正
平成 29 年 6 月 12 日改正
平成 30 年 6 月 20 日改正
令和 2 年 6 月 19 日改正
令和 3 年 7 月 21 日改正
令和 4 年 7 月 27 日改正
令和 5 年 8 月 4 日改正
ふくしまの恵み安全対策協議会

(目的)

第1条 この要領は、福島県産米を販売するにあたり、全量全袋検査を実施し食品衛生法で定める放射性セシウムの基準値以下である玄米を使用し、安全であることを消費者に伝えるために貼付する精米袋用（小分けした玄米を含む）ラベル（以下、「ラベル」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

(デザイン)

第2条 ラベルのデザインは、別途定めるものとする。

(用途及び使用基準)

第3条 ラベルは、福島県の管理の下で行われる放射性物質の全量全袋検査を受け、食品衛生法で定める放射性セシウムの基準値以下である玄米を100%使用してとう精し包装した精米袋、または、小分けした玄米を包装した玄米袋に使用する。

2 ラベルを使用する精米業者、米穀店、または米の販売を行う農家等（以下「使用者」という。）は、以下のすべての使用基準を満たしたものであることを事前に確認してラベルを使用する。

- (1) 使用する玄米は、農産物検査法に基づく検査を受けたものであること。ただし、農産物検査法に基づく検査を受けていない玄米であっても、使用者が産地及び産年の根拠を示す資料を保管しているときは、この限りではない。
- (2) 使用する玄米は、福島県の管理の下で行われる放射性物質の全量全袋検査を受け、玄米の検査済みラベルが貼付されているものであること
- (3) ラベルデザイン等の加除、修正は行わないこと
- (4) 不使用のラベルが生じた場合は、適正に処分すること

(使用料)

第4条 ラベル作成料、送付料、使用料は無償とする。ただし、ラベルの貼付に要する作業及び機器等の運用経費は、使用者が負担する。

(申し込み及び承認等)

第5条 ラベルの使用を希望する者は、必要となったラベルの年産毎に精米袋用ラベル使用申込書(兼

誓約書）（様式第１号）及び精米袋用ラベル使用計画書（様式第２号）をふくしまの恵み安全対策協議会（以下「協議会」という。）長（以下、「会長」という。）に提出し、使用承認（様式第３号）を受けるものとする。

- ２ 使用者がラベルの追加使用を希望する場合は、精米袋用ラベル使用計画書（様式第２号）を会長に提出する。

（使用等の状況報告）

第６条 使用者は、ラベルを使用する都度ラベルの使用状況を記録するとともに、会長が求めた場合には、精米袋用ラベル使用実績報告書（第４号様式）を協議会あて提出する。

（使用状況等の確認）

第７条 協議会は、使用者から前条に基づく報告があった場合、または会長が必要と判断した場合には、ラベル使用状況に関する確認調査を行うことができるものとする。

（事故及び苦情等の処理）

第８条 商品及びラベルの使用により発生した商品に関する事故及び苦情等（以下「苦情等」という。）は、使用者が誠意を持って、その責任のもとに必要な措置を講じる。

- ２ 前項に規定する苦情等については、協議会は一切の責を負わないものとする。

ただし、ラベルの表示内容及びラベルの識別コード等が誘導する先で提供する情報に関する苦情等については、協議会が処理する。

（使用の中止）

第９条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合または該当するおそれのある場合は、ラベルの使用の中止を命じることができる。

- （１）ラベルを不正に使用したとき
- （２）虚偽の届出を行ったことが明らかになったとき、または、ラベルを届出内容に反して使用したとき
- （３）第８条１項に規定する必要な措置を講じなかったとき
- （４）その他ラベルの信用を損なう行為があったとき

- ２ 前項の規定によるラベルの使用の中止により、直接また間接に生じた損害のために生じた経費については、使用者が自ら負担するものとする。

- ３ 第１項に規定する使用中止となる事案を原因として協議会に損害が生じた場合、協議会は、当該事案を発生させた使用者に対し損害賠償を請求することができる。

（その他）

第１０条 使用者は、この要領に定めるもののほか、ラベルの使用にあたり疑義が生じた事項については、会長と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附 則

この要領は、平成２４年 ８月２４日から施行する。

この要領は、平成２５年 ７月 ９日から施行する。

この要領は、平成２５年 ８月１６日から施行する。

この要領は、平成２６年 ６月２６日から施行する。

この要領は、平成２７年 ６月 ５日から施行する。

この要領は、平成29年 6月12日から施行する。

この要領は、平成30年 6月20日から施行する。

この要領は、令和 2年 6月19日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月21日から施行する。

この要領は、令和 4年 7月27日から施行する。

この要領は、令和 5年 8月 4日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

精米袋用ラベル使用申込書（兼誓約書）

令和 年 月 日

ふくしまの恵み安全対策協議会長 様
〒
住 所

名称及び
代表者氏名

福島県産米精米袋用ラベル使用要領第5条第1項の規定により、精米袋用ラベルの使用を申し込みます。

なお、精米袋用ラベルの使用にあたっては、福島県産米精米袋用ラベル使用要領の規定を遵守することを誓います。

記

1 使用者

担当者 職・氏名	 (上記氏名と異なる場合は記入願います)
送付先	〒 (上記住所と異なる場所に送付する場合は記入願います)
電話	
FAX	
E-mail	

2 使用ラベル

令和 年産米用ラベル

3 使用期間（大まかな目安をご記入ください）

令和 年 月 日 ～ 令和 年産米の販売等が終了するまで

4 精米袋用ラベルの貼付に関する誓約（□にチェックを入れてください）

- ☐ 放射性物質の全量全袋検査を受け、玄米の検査済みラベルが貼付された玄米のみを使用します。
- ☐ 農産物検査法に基づく検査を受けた玄米、又は、産地及び産年の根拠を示す資料を保管している玄米のみを使用します。
- ☐ ラベルデザインの加除、修正は行いません。
- ☐ 不使用のラベルが生じた場合は、適正に処分します。

様式第2号（第5条関係）

精米袋用ラベル使用計画書

令和 年 月 日

ふくしまの恵み安全対策協議会長 様

〒
住所

名称及び代表者氏名

記

以下の下線部に必要事項を記入して下さい。（デザインはイメージで、変更する場合があります）

ラベル	
大 ※1	1 シート 6 枚× _____ シート = _____ 枚
中 ※2	1 シート 15 枚× _____ シート = _____ 枚 1 巻 500 枚× _____ 巻 = _____ 枚 ※4
小 ※3	1 シート 24 枚× _____ シート = _____ 枚

※1 大サイズ 縦 7.8 cm×横 10.6 cm

※2 中サイズ 縦 5.5 cm×横 7.5 cm

※3 小サイズ 縦 3.6 cm×横 5.5 cm

※4 ロール状 1 巻 500 枚（ロール 1.5 インチ紙管巻き、外径 10 cm 以内、頭出し）

様式第3号（第5条関係）

精米袋用ラベル使用承認書

令和 年 月 日

住 所

名称及び
代表者氏名

様

ふくしまの恵み安全対策協議会長

令和 年 月 日付けで、申し込みのありました精米袋用ラベル使用につきまして
は、下記により承認します。

記

使用承認番号	令和 年度 第 号
使用期間	令和 年 月 日から 令和 年産米の販売等が終了するまで
使用条件	1 ラベルの使用は、以下のすべての使用条件を満たすことを事前に確認すること。 (1) 貼付する袋は、福島県の管理の下で行われる放射性物質の全量全袋検査を受け、玄米の検査済みラベルが貼付された玄米を100%使用してとう精し包装した精米袋、または、小分けした玄米を包装した玄米袋であること (2) 使用する玄米は、農産物検査法に基づく検査を受けたもの、又は、使用者が産地及び産年の根拠を示す資料を保管していること (3) ラベルデザイン等の加除、修正は行わないこと (4) 不使用のラベルが生じた場合は、適正に処分すること 2 その他、福島県産米精米袋用ラベル使用要領に定める規定を遵守すること。

精米袋用ラベル使用実績報告書

令和 年 月 日

ふくしまの恵み安全対策協議会長 様

住 所

名称及び

代表者氏名

1 ラベルの使用実績について

	ラベル受入枚数（ア）	ラベル貼付枚数（イ）	不使用枚数（アイ）
大	枚	枚	枚
中	枚	枚	枚
小	枚	枚	枚
合計	枚	枚	枚

※受入枚数及び貼付枚数は、シート数ではなくラベルの枚数を記入してください。

2 不使用ラベルについて

上記の不使用ラベルについては、

① 破棄しました。

② 返却します。

③ 当該年産米の出荷が続くまで使用します。（使用見込み ____ 月頃まで）

（いずれかに○印をつける）

3 本件に係る担当者及び連絡先について

担当者氏名

連絡先

※ 報告の際は、本様式を提出してください。

様式第4号 別紙1 (第6条関係)

原料玄米受入記録簿

識別番号	品種及び規格

原料玄米受入数量	計	k g
----------	---	-----

※ 欄が不足する場合は、コピーして御使用ください。

※ 原料玄米の全量全袋検査実施を確認できる書類がある場合は、当該書類の写しにより代替可。